

平成 26 年 11 月、12 月に送付予定であった節目年齢（35・45・59 歳）の方などへの「ねんきん定期便」の送付遅延について

平成 26 年 11 月、12 月に送付を予定していた「ねんきん定期便」のうち、封書で全加入期間を通知している方（この月が誕生月で節目年齢（35・45・59 歳）となる方など）については、「ねんきん定期便」の送付が遅延します。

お客様にご迷惑をおかけしますこととお詫びいたします。

これは、封書による「ねんきん定期便」に同封しているパンフレットについて、一部記述の変更を行ったためです。

※ 老齢年金の受取に必要な加入期間（受給資格期間）が、平成 27 年 10 月から 10 年（120 月）に短縮される予定である旨記載されていましたが、この実施時期については、現時点では政府において検討中となっております。

できるだけ早く送付できるよう努力しておりますが、最大で 1 か月半程度の遅延が発生する見込みとなっております。

重ねてお詫び申し上げ、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。